

容器保安規則等の一部を改正する省令案等に対する意見募集の結果について

令和7年3月31日

経済産業省

大臣官房産業保安・安全グループ

高圧ガス保安室

容器保安規則等の一部を改正する省令案等について、令和7年1月31日から同年3月2日まで意見公募手続を実施しました。

お寄せいただいた御意見と御意見を考慮した結果をとりまとめましたので、公表いたします。

今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

なお、形式的な部分等、御意見によらない技術的な修正を行っております。

記

1. 意見公募の実施方法

(1) 意見公募期間

令和7年1月31日（金）～令和7年3月2日（日）

(2) 意見公募の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-GOV）

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-GOV）、郵送、電子メールを通じた提出

2. 意見公募の結果

意見提出数3件

3. 寄せられた御意見と御意見を考慮した結果

別紙のとおり

以上

パブリックコメントに寄せられた御意見及び御意見を考慮した結果

	御意見	御意見を考慮した結果
1	水素ガス容器の充填可能期限が 20 年となっているが、加速度試験等で検証した結果があるのか？自動車等の水素ガス容器は 10？15 年が限界とされている。 水素は他の分子間に入り込んで壊す性質があり、20 年は長すぎると感じる。脆性劣化した容器では爆発・火災リスクが増大するため、不安が残る。	容器保安規則では、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器や国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器については、国際会議における技術的な議論を踏まえ、充填可能期限を 25 年と規定しております。 今回、水素燃料電池鉄道車両用の容器として、同様の仕様の容器を採用することを想定していることに加え、国土交通省における「水素燃料電池鉄道車両等の安全性検証検討会」にて専門家による議論を実施しており、想定充填回数等の鉄道と自動車の利用環境の相違点を踏まえて、充填可能期限を 20 年と設定しております。 (ご参考：容器保安規則第 2 条第 28 の 5 号)
2	反対。 自動車に比べ少数の製造となることが確実であり、海外企業との協力、車両輸出を視野に入れた技術者受け入れが重要となる。様式に日本語のみを持ちいる姿勢では普及の障害にしかない。自動車同様に高压ガス保安法以外による規制とすべきである。	ご指摘いただいております様式につきましては、現在、日本国内での使用であることを踏まえ、高压ガス保安法における他の様式と同様に日本語のみとさせていただいております。 自動車同様に高压ガス保安法以外による規制とすべきというご指摘につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
3	・該当箇所 容器保安規則 改正案 (刻印等の方式第 8 条第 3 項第 4 号 ・意見内容 容器検査の申請者が、鉄道車両用の容器として海外で製造した容器を使用したい場合、国内での容器検査の受検が必要となる。容器検査に合格した場合、鉄道車両用であることを識別するための刻印等が必要となるが、海外で製造した容器には既に製造者が表示を	ご指摘のとおり、例えば、海外で自動車用として製造された容器について、国内において容器検査を受けた上で、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器として使用する際には、場合によっては、刻印に対応する内容の標章がフープラップ層に既に巻き込まれている可能性がございます。 容器のフープラップ層からそのような標章を取り除くのは難しいため、そのような場合には、例外的に一部の容器等で許容されているように、すべての事項についてアルミニウム箔に刻印したもの又は適当な材質の票紙に表

した事項（以下「表示」）が FRP に巻き込んである容器も 想定される。紛らわしい刻印等となることを防ぎ、かつ、刻印等を実施するため、既に FRP に巻き込んである表示の上から貼付できる措置が必要ではないか。	示したものを容器の外面の見やすい箇所に取れないように貼付する方式も取ることができるように、容器保安規則第 8 条第 3 項第 4 号の規定を以下の下線のとおり修正いたしました。 （旧） 第八条第三項第四号 四 前項第五号に掲げる容器 票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、<u>イ、ホ（第一項第四号の二の六に掲げる事項に限る。）及びチに掲げる事項（最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器にあつては、全ての事項）</u>をアルミニウム箔に刻印したもの又は適当な材質の票紙に表示したものを容器の外面の見やすい箇所に取れないように貼付することをもつてこれに代えることができる。 （以下略） （新） 四 前項第五号に掲げる容器 票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、<u>イ及びチに掲げる事項（最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、全ての事項）</u>をアルミニウム箔に刻印したもの又は適当な材質の票紙に表示したものを容器の外面の見やすい箇所に取れないように貼付することをもつてこれに代えることができる。 （以下略）
---	---